

死亡にともなう手続き

死亡にともなう主な手続きのご案内です。住所が東員町以外の方は住所地にお問合わせください。

	各制度など（対象となる方）	●手続き内容 □必要なもの	手続き窓口
共通	<input type="checkbox"/> 死亡届 ※死亡を知った日から7日以内	<input type="checkbox"/> 死亡届（死亡診断書付） <input type="checkbox"/> 届出人の印かん ※ 火葬許可証をお渡しします	町民課戸籍住基係 0594-86-2806
	●東員町斎苑において火葬を行う場合には、死亡届の後に、斎苑使用許可申請をしてください。 火葬の当日、火葬許可証と斎苑使用許可証を併せて斎苑で提示してください。 ●他市町村の火葬場で火葬する場合は、火葬許可証を先方へ持参し、火葬場の使用手続きをしてください。		
異動	<input type="checkbox"/> 世帯主変更 （3人以上の世帯の世帯主がなくなったとき）	● 世帯主の変更手続きをしてください <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（別世帯の方が手続きの場合） ※執務時間内に同一世帯の方が死亡届を持参した場合は、次の世帯主は誰か伺います。次の世帯主が死亡届の届出人でない場合は、同時に世帯変更届をしてください。 ※「執務時間内に同一世帯以外の方や使用者が死亡届を持参した場合」と、「執務時間外に死亡届をした場合」は、便宜上、次の順番で世帯主を設定します。後日、必要に応じて世帯主変更の手続きをしてください。 【第一順位】死亡届の届出人が同一世帯の方の場合、その届出人 【第二順位】届出人が同一世帯以外の方である場合、旧世帯主に最も生年月日が近い方	
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録 （登録していた方）	● 死亡日で自動的に印鑑登録は廃止されます。登録証をお返しください <input type="checkbox"/> とういん町民カード（印鑑登録カード）	
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード または通知カード （所有していた方）	●カード返納の希望を確認します（返納の義務はありません） ※死亡後に故人のマイナンバーが必要な場合があります 今後使わないため返納される場合は、カードと印かんをお持ちください	
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード （所持していた方）	● カードをお返しください <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	
国保	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 （加入していた方）	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 家族の方の預金通帳 ※世帯で国保に加入している方がいる場合はお問合わせください ● 葬祭費の請求の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 喪主の方の預金通帳	保険年金課 0594-86-2805
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金 （加入していた方）	● 年金受給権者死亡届、死亡一時金請求等の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 家族の預金通帳等 ※ 住民票・戸籍謄本等の添付が必要な場合があります	
	<input type="checkbox"/> 国民年金 （受給していた方）	● 年金受給権者死亡届、未支給年金請求等の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 受給中の年金証書 <input type="checkbox"/> 家族の方の預金通帳等 ※ 住民票・戸籍謄本等の添付が必要な場合があります	
高齢者福祉	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 （75歳以上の方または、65歳以上で一定の障がいがあった方）	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 家族の方の預金通帳 ● 葬祭費の請求の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 喪主の方の預金通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭の領収証または会葬礼状	
	<input type="checkbox"/> 介護保険 （65歳以上の方または、認定を受けていた方）	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 家族の方の預金通帳 <input type="checkbox"/> 印かん	

	各制度など（対象となる方）	●手続き内容 □必要なもの	手続き窓口
障がい福祉	<input type="checkbox"/> 各種障がい手帳 （所持していた方）	● 資格喪失の手続きをしてください □ 各種障がい手帳 □ 本人確認書類（運転免許証など）	地域福祉課 0594-86-2804
	<input type="checkbox"/> 障がい者医療助成 （受給していた方）	● 資格喪失の手続きをしてください □ 受給者証 □ 家族の方の預金通帳	保険年金課 0594-86-2805
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療 （受給していた方）	● 資格喪失の手続きをしてください ※ 詳しくは、担当窓口へお問合わせください	地域福祉課 0594-86-2804
	<input type="checkbox"/> 各種障がい手当 （受給していた方）	● 資格喪失の手続きをしてください ※ 詳しくは、担当窓口へお問合わせください	
外国人	<input type="checkbox"/> 在留カード 特別永住者証明書	● 地方出入国在留管理局で直接返還の手続きをしてください □ 在留カードまたは特別永住者証明書 ※ 詳しくは右記までご相談ください	名古屋出入国在留管理局 四日市港出張所 059-352-5695
子ども	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成 （受給していた方）	● 資格喪失の手続きをしてください □ 受給者証	保険年金課 0594-86-2805
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成 （受給していた方）	● 資格喪失の手続きをしてください □ 受給者証	
	<input type="checkbox"/> 児童手当 （受給していた方）	● 受給者の変更または額改定の手続きをしてください ※ 詳しくは、担当窓口へお問合わせください	子ども家庭課 0594-86-2872
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 （受給していた方）	● 手続きをしてください ※ 詳しくは、担当窓口へお問合わせください	
生活・その他	<input type="checkbox"/> 固定資産税・町県民税・ 軽自動車税 （納税義務者の方）	● 相続人代表者指定の手続きをしてください □ 印かん	税務課課税係 0594-86-2801
	<input type="checkbox"/> 125cc以下のバイク等 （所有していた方）	● 名義変更または廃車の手続きをしてください □ 標識交付証明書 □ ナンバープレート（廃車の場合）	
	<input type="checkbox"/> 軽自動車 （125ccを超えるバイク・軽自動車等を所有していた方）	● 軽自動車検査協会に変更の手続きをしてください □ 必要なものについては右記にお問合わせください	三重県軽自動車検査協会 050-3816-1779
	<input type="checkbox"/> 登録自動車 （普通自動車等を所有していた方）	● 運輸支局で変更の手続きをしてください □ 必要なものについては右記にお問合わせください	三重運輸支局 050-5540-2055
	<input type="checkbox"/> 水道 （使用者・口座振替の名義人になっていた方）	● 使用者変更の手続きをしてください ※ 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	上下水道課 0594-86-2812 FAX：0594-86-2852
	<input type="checkbox"/> 飼い犬 （犬を飼っていた方）	● 名義変更の手続きをしてください	
	<input type="checkbox"/> 東員町墓地公園 （利用されていた方）	● 承継の手続きをしてください □ 墓地使用許可証 □ 新しい利用者の戸籍謄本	みらい環境課 0594-86-2807
	<input type="checkbox"/> 町営住宅 （入居していた方）	● 異動又は返還の手続きをしてください ※ 詳しくは、担当窓口へお問合わせください	建設課都市計画係 0594-86-2809
農地	<input type="checkbox"/> 農地（田・畑） （所有していた方）	● 相続等の手続きをしてください □ 印かん	農業委員会（産業課内） 0594-86-2808
山林	<input type="checkbox"/> 山林 （所有していた方）	● 相続等の手続きをしてください。 □ 印かん	産業課 産業振興係 0594-86-2808
登記	<input type="checkbox"/> 土地・建物 （所有していた方）	● 相続等の手続きをしてください。 □ 必要なものについては、右記にお問合わせください	津地方法務局 059-228-4372